七　株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「海外発行株券」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　国内における当該海外発行株券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ　当該海外発行株券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

ハ　当該海外発行株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該海外発行株券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

八　法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの（以下この号において「海外発行受益証券」という。）及び同項第十一号に掲げる外国投資証券（同号に掲げる投資法人債券の性質を有するものを除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　国内における当該海外発行受益証券又は海外発行投資証券（以下この号において「当該海外発行受益証券等」という。）に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ　当該海外発行受益証券等が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

ハ　当該海外発行受益証券等が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該海外発行受益証券等に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該海外発行受益証券等の発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

九　次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　当該権利表示証券が次に掲げるすべての要件に該当する株券等（株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下イにおいて「投資証券」という。）及び同項第二十号に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。）又は社債券等（社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。）に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものであること。

(1)　当該株券等若しくは当該社債券等が金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所に上場されていること、又は当該社債券等の売買が外国において継続して行われていること。

(2)　当該株券等若しくは当該社債券等が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則又は当該社債券等の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該株券等又は当該社債券等の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

ロ　当該権利表示証券に表示された権利を行使することによつて、将来の一定の時期において当該権利に係る取引が成立することをあらかじめ約するものであつて、当該取引について差金の授受によつて決済が行われるものであること。

ハ　国内における当該権利表示証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

十　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券　次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　当該有価証券が株券に係る権利を表示するものであること。

ロ　国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ハ　当該有価証券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

ニ　当該有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該有価証券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

第三条の三を削る。

第三条の二の三中「（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第四項各号」を「又は有価証券交付勧誘等（同項各号」に改め、同条第一号中「株券、新株予約権証券又は」を削り、同条を第三条の三とする。

第四条の四第一項第一号中「（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条の二第一項第二号中「（平成十二年政令第四百八十号）」を削る。

第十二条第七号中「（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）」を削り、「同号」を「第十四条の三の七第二号」に改める。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四　特定証券情報等の提供又は公表

（特定証券情報の提供又は公表を要しない場合）

第十四条の十四　法第二十七条の三十一第一項に規定する政令で定める場合は、五十名未満の者を相手方として行う場合とする。

第十五条中「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「（法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条の十九中「、均一の条件で」を削る。

第十五条の二十二第一項中「（法）」の下に「第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条の二十三第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第十五条の二十四第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第十五条の二十五第二号中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削る。

第十六条の四第一項中「第三十八条第四号」を「第三十八条第四号」に改め、同条第二項中「第三十八条第四号及び第五号」を「第三十八条第五号及び第六号」に改める。

第十六条の十五中「次に掲げる取引」を「店頭デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するもの」に改め、同条各号を削る。